

平成27年5月18日

三重県議会議長 中村 進一 様

氏名 石田 成生



27年4月分政務活動費に係る収支報告について

三重県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり27年4月分政務活動費収支報告書を提出します。

平成27年度政務活動費収支報告書（個人分）

氏名 石田 成生

1 収入
政務活動費 ¥180,000円

2 支出 (単位：円)

項目	支出額	内 訳	備考
調査研究費	¥0	旅費	¥0
		需用費	¥0
		委託料	¥0
		負担金	¥0
		その他	¥0
研修費	¥0	旅費	¥0
		報償費	¥0
		需用費	¥0
		使用料	¥0
		負担金	¥0
広聴広報費	¥170,640	旅費	¥0
		需用費	¥170,640
		通信運搬費	¥0
		その他	¥0
要請陳情等活動費	¥0	旅費	¥0
		需用費	¥0
		その他	¥0
会議費	¥0	旅費	¥0
		需用費	¥0
		使用料	¥0
		その他	¥0
資料作成費	¥0	需用費	¥0
		手数料	¥0
		その他	¥0
資料購入費	¥0	図書購入費	¥0
		その他資料購入費	¥0
事務所費	¥23,800	賃借料	¥23,800
		管理運営費	¥0
		その他	¥0
事務費	¥0	需用費	¥0
		通信運搬費	¥0
		その他	¥0
人件費	¥0	人件費	¥0
合 計	¥194,440		

3 残余 ¥-14,440円

22700002

27年4月分調査研究活動の実施概要報告書（個人）

議員名	三重県議会議員 石田 成生
調査研究活動の主な内容、成果	
<ul style="list-style-type: none">・ 政務活動レポートの増刷 毎年3月に発行している「政務調査レポート」を4月以降も配布するため、1万枚の増刷を行った。26年度の活動や、県議会一般質問の内容を手配りで行うことにより、3月の新聞折込では届かなかったところや、市外の方、折込を見逃した方々に周知することができる。 ・ 事務所費 活動の拠点、書類・資料の整理等として、有効な使い方ができた。 <p style="text-align: center;">22700003</p>	

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 04 月 30 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 広聴広報費	支出科目 需用費	
使途用途	用途1 政務活動レポート(H26年度)増刷		158,000 円
	用途2 消費税		12,640 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	170,640 × 100% =	170,640 円
根拠			

22700004



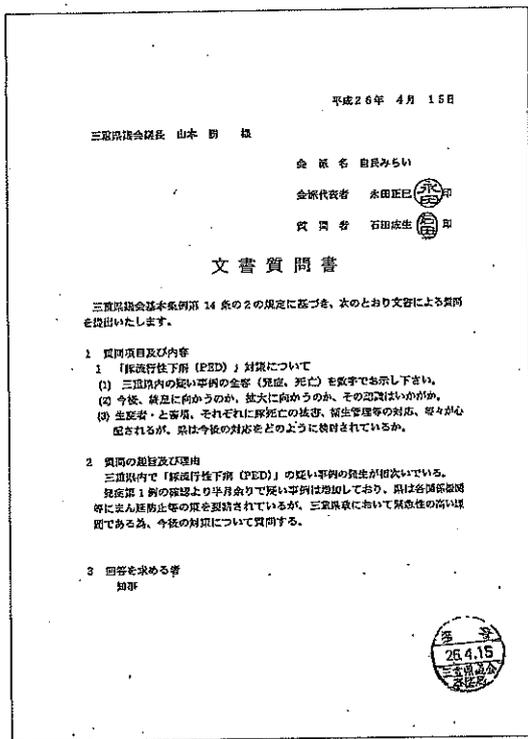
三重県議会議員

なり せ

石田成生

NARISE ISHIDA

平成27年第1回定例会 2月定例会月会議(2月16日~3月17日)が
総額7116億円の一般会計当初予算
など追加議案を含む96件を可決し閉会しました。



三重県議会での文書質問が可能になってから、2例目の文書質問
「豚流行性下痢(PED)」対策について

問三重県内の疑い事例の全容(発症、死亡)を数字で示してほしい。
答豚流行性下痢(PED)の疑い事例を確認して以降、4月25日現在
16事例、10,830頭。うち死亡頭数は3,067頭。

問生産者・と畜場、それぞれに豚死亡の被害、衛生管理等の対応等々が心配
されるが、県は今後の対応をどのように検討されているか。

答PEDに対してはワクチンが有効であることから、国と協力して、県内養豚農
家の必要農家の必要数量が安定的に確保されるよう調整する。国において
「消費・安全対策交付金」を拡充して養豚農家や、と畜場等の出入り口で使
用する消毒機器や消毒薬等を対象とする新たな支援策が検討されている。
現時点で詳細な要綱等は国から通知されていないが、関係団体等との連携
を一層密にして、新たな支援策の活用を図りたい。

尚、平成26年4月24日には国に対して、

①「消費・安全対策交付金」の拡充による新たな支援策の早期決定と十分
な予算の確保

②ワクチンの必要数量の確保と適切な接種の指導強化

③農林漁業セーフティネット資金の無利子化など経営支援措置の充実

④各発生事例のウィルス遺伝子解析などによる侵入経路等の把握と感染
拡大原因の徹底究明

の4項目について緊急要請を行った。

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/situmon/1.htm>

◆県議会一般質問 2014年9月22日(月)

2・3P

三重県生活環境の保全に関する条例のうち土壤汚染に関する部分について/死因究明等推進計画について/教員の理想像について
三重県のスポーツ競技力の強化について/地域産業における技術力の高度化、活性化について

◆出前講座 2015年1月27日(火) 志摩市立越賀小学校

4P

◆みえ高校生県議会 2014年8月20日(水) ~初開催~

4P

22700006

〒510-0894 三重県四日市市大字泊村1241-35

TEL:059-336-5835/FAX:059-336-5836

E-mail:ishida@pref.mie.jp

三重県生活環境の保全に関する条例のうち土壌汚染に関する部分について

石田 成生

コンビナートの空き地利用に関連して、四日市第1コンビナートの元気が弱まっていった象徴的な事柄が、平成13年のエチレンプラントの停止であり、以後石油化学プラントの再編、撤退が進み、平成25年には製造プラントの5割近くが余剰用地となっている。余剰用地を再利用しようとしたときに、三重県生活環境の保全に関する条例が深く影響している。平成15年2月施行の土壌汚染対策法の目的は、土壌汚染の事後対策による健康被害の防止であり、県条例はその翌年でできており、この土壌汚染対策法の網の目の粗さを埋めるような形でつくられている。法律では、工場等での有害物質使用施設の廃止時に土壌汚染調査を行うことが義務づけられており、有害物質使用特定施設とは特定有害物質(カドミウム、六価クロム、鉛、ヒ素、フッ素、PCB等25種類)を使用している工場のことを指す。平成22年改正法では、3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際、県に届け出ることが義務づけられている。条例では、有害物質使用施設の稼働中における定期的な土壌または地下水の調査、300平方メートル以上の



土地の形質変更を行う際の土壌調査等を義務づけており、事業者が任意に行った調査についても、土壌汚染が発見された場合は県に届け出ることが義務づけ、県は届出内容を、条例に基づきその都度公表している。その後、事業者は多くの場合、土壌汚染を掘削除去しており、対策にかかる費用が膨大である。そもそも県条例の目的にも、土壌汚染の早期発見、拡散防止による健康被害の防止とあるように、新規投資を決定しなくても、汚染されている土壌を早く発見し、早く手を打ちなさいという趣旨の条例になっている。そこで、法と条例の趣旨を緩めずに事業所が新規投資しやすい工夫はないものか。

環境生活部長
(高柳芳寿)

県内において、条例が施行されました平成16年10月以降、平成25年度末までに約100件の土壌汚染が発見され、条例に基づいて県に届けられている。このうち、条例に基づく調査によって土壌汚染が発見された件数としては7件。このように、条例に基づく調査の規定、汚染発見の届出義務等の規定により、県は早期に土壌汚染を把握し、対策を指導することができる。このことから、当然のことながら条例は法を補完する目的において有効に機能している。なお、条例に基づく詳細な調査については、有害物質使用工場等の敷地内での300平方メートル以上の土地の形質変更時及び3000平方メートル以上の土地の形質変更を行う際に、有害物質使用工場等の立地履歴があった場合のみである。これらを除いては汚染の有無を確認するための調査としており、調査の実施が事業者の過度な負担とならないものとしている。土壌汚染の対策は摂取経路の遮断というのが基本とされていることから、汚染の程度や健康被害のおそれの有無など、状況に応じて合理的で適切な対策が選択されるよう指導している。土壌汚染発見の届出内容の公表は、平成15年に当該条例の一部改正に係る三重県環境審議会からの答申において届出内容は基本的に公表との考え方が示されたことから、これを踏まえて運用を行っている。この審議会答申において、リスクマネジメントの観点からは積極的に公表し、情報の共有を図ることを基本としているが、地下水汚染を伴わない土壌汚染だけの場合や、あるいは自然由来による土壌汚染などの場合で周辺への拡散が懸念されない場合においては慎重な対応が求められるとの考え方も示されている。これらの考え方を踏まえ、土壌汚染発見の届出内容の公表に当たっては適切に対応していきたい。

死因究明等推進計画について

石田 成生

警察医とは、犯罪による死体、または犯罪の疑いのある死体と、病院で亡くなられたり、遺族が主治医を呼んだ場合以外で、死因や身元がはっきりしない遺体について、警察の検視に立ち会い、事件性の有無を判断し、死体検案書を作成する医師のことをいい、警察本部長による委嘱により活動されている。死体検案書とは、死亡診断書と同じ意味のもの。昨年は警察医110名で986体の死体を検視立ち会い検案した。検視、検案の仕事は夜中でも容赦なく立ち会い依頼があるため、日中、通常の診療業務を行っている開業医にとっては負担が大きい。以前は警察医に委嘱されること自体にステータスを感じ、委嘱を受けた医師は高い倫理観とボランティアの精神によって検視の立ち会い、検案業務に当たってきた。ところが、最近ではその業務の大変さから、警察医の引き受け手が少なくなっている。何らかの手を打つ必要がある。国の動きを見ると、本年6月13日に死因究明等推進計画が閣議決定され、三つ期待される効果が明記されている。死因究明等の公益性が重要なものであると位置づけられること、死因究明等の推進、実施体制の連携が構築されること、検案する医師の質の向上が図られることとされている。さらに、計画の中に、法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備を重点施策に挙げ、地方自治体に対し、知事部局、県警察、県医師会、県歯科医師会、大学等から構成される死因究明等推進協議会(仮称)を設置し、死因究明等の取組を要請する旨が記載されている。平成24年6月の死因究明等の推進に関する法律、本年6

22700007

月閣議決定の死因究明等推進計画によれば、死因究明等、事件性の有無を判断する検視、検案、病理学的な究明を行う病院の体制、災害時の身元確認について、地方自治体、県警察、基幹病院、県医師会、県歯科医師会等々がばらばらに対応するようなことなく、それぞれが連携し、計画に記載されているように協議会を立ち上げて取り組むこととされている。今後、法整備がなされていくことと思うが、推進計画の中に各都道府県による死因究明等推進協議会の設置が求められているので、まずは検討を進める必要があると思うがどうか。



死因究明等推進計画に係る県の今後の取組について。1点は、死体検案を行っていただく医師の確保が重要だと考えており、県として昨年度より地域医療再生基金を活用いたしまして、災害時等において死体検案を行う研修を医師の皆さんに実施している。もう1点、死因究明等推進協議会については、県としてもこの体制づくりの必要性を認識している。今後、国と緊密な連携のもと、必要な情報を入手した上で、県警察をはじめとする関係機関とも密接に連携協力しながらこのような体制づくりに努めてまいりたい。国のほうからは県における死因究明等推進協議会の設置に当たっては緊密な連携をとることを求められておりますので、そういった情報も集めながら県としては体制整備に取り組んでまいりたい。

教員の理想像について



どんな先生に教壇に立っていただくのが理想であるかお尋ねしたい。三重県教育委員会が出されている平成27年度三重県公立学校教員採用選考試験実施要項、ここには教員として求める人物像を次のように三つ記されている。一つ目、教育に対する情熱と使命感を持つ人。二つ目、専門的知識・技能に基づく課題解決能力を持つ人。三つ目、自立した社会人としての豊かな人間性を持つ人。では、どうやってこのような教員を教壇に導くことができるのか。私が考える学校とは何をするとところか。一言で言うと、児童・生徒に対し、社会に出る準備、社会で生き抜くための準備をするところである。社会で生き抜くための準備とは、他人の役に立ち、他人とコミュニケーションがとれるように訓練することである。その仕事をするのが教員で、その場として学校がある。そのような先生をどうやって採用していけばよいのか。三重県では平成17年度から社会人特別選考を実施し、高等学校の教諭に、看護や福祉等、教職員免許所有者の少ない教科、科目に社会人枠を設けてきた。この社会人特別選考では教員免許を持っていない人を対象にしており、申込資格は、民間企業、官公庁等において勤務経験があり、出願する教科に高度な専門知識・経験・技能を持っていることとし、合格者には特別免許状を授与し、教員として採用してきた。しかし、平成19年度、20年度は応募者がなく、平成21年度からは新たに、教員免許があって企業等において社会人として活躍している人にも申し込みの資格を拡大している。社会人の専門的な技術、技能、企業等での豊かな経験を生かし、学校現場を活性化させる目的でスタートしたこの選考方法を現時点でどう検証されているのか、合格者数は少ないけれども、その合格した人たちがどんな効果を出しているのか。私は、一般社会で経験のある教員採用を増やしていく必要があるという考えで申し上げている。社会人経験の教員採用枠を一気に全体の3割ぐらいに上げてはと思っているがどうか。



社会人特別選考は、社会人の持つ専門的な知識、技能や豊かな経験を教育に生かすことを目的として実施している。申込資格は民間企業などで正規職員として5年以上従事した者とし、試験に当たっては、教養の筆答試験にかえて小論文を実施している。また、より豊かな経験を有する人材を採用するため、平成22年4月採用の選考試験から年齢要件を40歳未満から60歳未満に緩和するなど、対象者の拡大を図ってきた。その具体的な成果につきましては、本制度で採用した教員が配置された校長からは、専門の法令、制度に詳しく、大人としての良識やビジネス界からの常識をしっかりと伝えている、実習などで高齢者や障がい者などへ現実的な接し方がすぐれているなど、経験で培った高い専門的力量に基づいた実践的指導や職業にかける熱い思いを的確に生徒に伝えるとともに、校内研修においても指導的役割を担っていると聞いている。なお、本制度がなかった平成6年度に、相可高校の村林教諭を調理師専門学校教員から、また、本制度ができた平成23年度には、伊賀白鳳高校の上川教諭を一流ホテルパティシエから、それぞれ採用するなど、高校の特色化、魅力化に合わせた採用を実施してきたが、今では、学校教育に加え、地域の活性化にも大いに貢献いただいている。現在、一般選考を含む全合格者の中で企業等経験者の占める割合は約10%に達しており、一般選考などで採用される企業等経験者も少なくない。このような中で、社会人特別選考については今後とも、合格者全体における新規卒業者とのバランスや年齢構成、市町教育委員会や学校の特色化、魅力化などのニーズ等も踏まえ、そのあり方について十分検討してまいりたい。



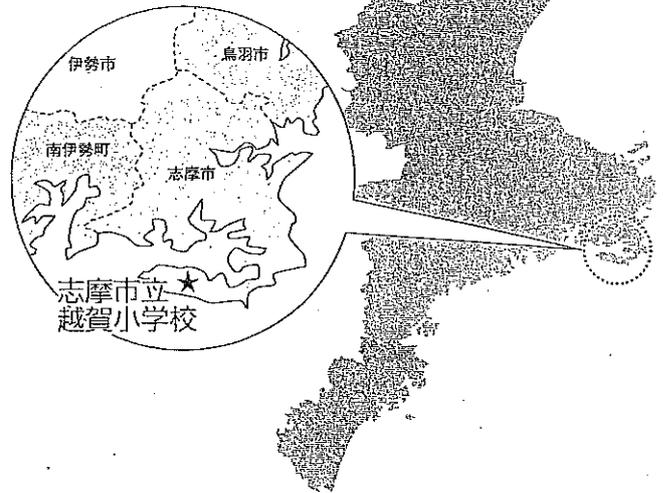
その他

三重県のスポーツ競技力の強化について。
地域産業における技術力の高度化、活性化について

詳しくはこちらをご覧ください

http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/contents/5410/player_bb_1.htm

1月27日午後、志摩市立越賀小学校に出向きました。
 目的は越賀小学校の6年生8名に「出前講座」として県議会のお話をするためです。
 真冬とは思えないほど、穏やかな暖かい日でした。その土地の気候なのでしょう。



タイムスケジュール

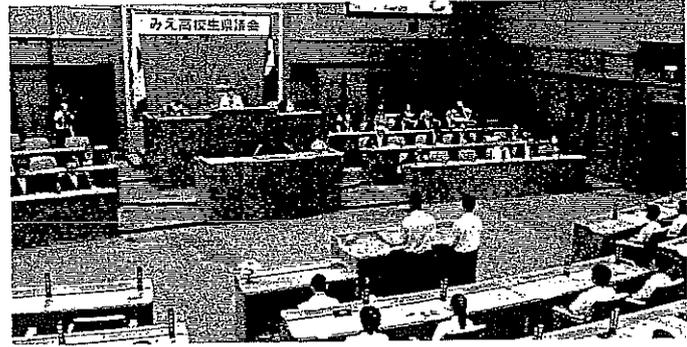
- 13:50～ 5分 議員の自己紹介
- 14:00～ 10分 県議会の役割・仕事についてDVD上映
- 15分 役割の説明

- 14:20～ **質問** わたしたちの願いはどれくらい叶っているのか。(例えば校舎の雨漏りなどずっと改修を要望しているがなかなか実現しないことを踏まえた質問)
- 回答** 県に対する要求は多い。予算のこともあるし、優先順位(命にかかわることなど)もある。どれだけ叶ったかを数字で出すのは難しいが・・・
- 質問** 本会議は何回あるのか
- 回答** 30回くらい?(本会議場)これから2～3月は平成27年度の予算を審議するための本会議がある。予算案が知事から提案され、質問して、了承するまで1週間くらい?細かい議論は委員会で行う。
 ※H26年度(H26.4H27.3 本会議開催は28回)
- 質問** 衆議院が解散したときどんな気持ちだったか
- 回答** 選挙には700億円かかるといわれている。任期4年のところ解散すると2年ごとに税金を使うことになる。この点についてちょっとどうなのかなと思う。

15:00 終了

◆◆◆◆◆ みえ高校生県議会 ～初開催～ ◆◆◆◆◆ 2014年8月20日(水)

H26.8.20広聴広報活動の一環として、高校生が議会活動を体験することで議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を直接聴くことで議会での議論に反映していくことを目的に、「みえ高校生県議会」を初めて開催した。参加校には、それぞれ担当議員として広聴広報会議の委員がつき、事前に高校生と打ち合わせを重ねながら当日の準備を進めていった。質問項目はいずれも県政にとって大変重要な項目が取り上げられ、その内容は若者である高校生の視点で考え、まとめられており、三重県議会にとって大変貴重だった。



参加校および質問

豊学校	津波対策としての高所移転について 実態に即した障がい者の雇用促進について
四日市工業高等学校	三重県のスポーツ競技力の強化について 地域産業における技術力の高度化・活性化について
相可高等学校	魅力ある農業経営を目指すには 園芸福祉による新しい産業の創出
神戸高等学校	地域防災力について 三重の観光PRについて
高田高等学校	へき地医療を支えるものとは
四日市高等学校	女性の人権～仕事と子育てを両立するために～ 子どもの人権～三重県子ども条例がめざす社会は?～
松阪商業高等学校	三重県民がもっとワクワクすることで観光産業の振興を ～コミュニケーション力のスキルアップと流行に乗った情報発信～
上野高等学校	高校教育にかかる費用について 若者の活動場所について

http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/contents/5375/player_bb1.htm

政務活動費

個人分

日付	平成 27 年 04 月 01 日		
使途項目 及び 支出科目	使途項目 事務所費	支出科目 賃借料	
使途用途	用途1 事務所借り上げ代(4月分)		70,000 円
	用途2		0 円
	用途3		0 円
	用途4		0 円
	用途5		0 円
支出金額	使途用途合計	70,000 × 34% =	23,800 円
根拠	石田成生後援会事務所と共有の為 1/2の計上 選挙日数を引き ×20/29		

22700010



お取引明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりです。なお操作が正しく
終了しなかった場合は、裏面をご参照下さい。

印紙税申告納

付につき四日市

お取引年月日	お取引店	お取引番号
270325	120B	0107

お取引行番号	お取引店番号	お取引口座番号

お取引内容	お取引金額
ご出金	¥70,000

お手数料	お取引後の残高

お取引時刻	ご説明コード
11:49:03	

お振込内容またはご案内

三重銀行
本店営業部
普通1192052 電信扱 100023
サコウ マサノリ様

振込金額 ¥70,000
振込手数料 ¥216
イッタ ナリサ様
ホームページ <http://www.miebank.co.jp>
TEL059-329-3788

お受取人

ご依頼人



店舗・テナント

賃貸借契約書

№. 24827
担当者

賃貸人 石田 成生
賃借人 以下甲という
以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	協和商事事務所 (1 階 1 号室) (駐車場No.)		
所在地	三重県四日市市大字泊村西奥1241-35		
構造	造	地下	階 地上 1 階建
面積	階	36.78 坪	
	階		
面積	階		
面積	階		
合計	坪	36.78	坪

(2) 賃料等その他

家賃	70,000 円	敷金	210,000 円
共益費	— 円		
駐車場	5 台付		
月額賃貸料			
合計額	70,000 円	償却	美費

(3) 賃料等の支払方法

支払方法 銀行振込
振込口座 銀行名 支店名 名義人
口座番号
(注) 振込手数料は乙の負担とする。

(4) 契約期間 平成 25年 02月 01日 より 平成 27年 01月 31日 までの 2 ヶ年間

(5) 使用目的

事務所

(6) 管理会社

管理者 住所 TEL
氏名

(7) 特約事項

別紙、専ら面排除に於ける特約事項を定める。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通を作成し、各自署名、押印のうえ甲及び乙が同一通を捺印する。お取戻しについて、お取戻しの際の連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結等に関する事項は、本契約の締結の趣意を以て、お取戻しの際に通知するものとす。また、本契約の締結の趣意を以て、お取戻しの際に通知するものとす。

契約年月日 平成 25 年 2 月 1 日	
住所	〒
氏名	〒 572-1108
現住所	〒 四日市市水浜町4796-13 TEL 059-328-3788
フリガナ	〒 住友 F.L.C.
氏名	〒 仁田 成生 大正 昭和 平成 25 年 6 月 7 日生
現住所	〒
フリガナ	〒
氏名	〒
勤務先	〒
名称/住所	〒
現住所	〒
フリガナ	〒
氏名	〒
勤務先	〒
名称/住所	〒

媒介業者 国土交通省 国土交通省 国土交通省
免許番号 国土交通省 国土交通省 国土交通省
本社 東京都品川区 品川区 品川区
株式 株式 株式
代表取締役

担当店 四日市店
三重県四日市市浜田町6-12第2加藤ビル1F
TEL: 059-354-4132 FAX: 059-354-
店長
宅地建物取引主任者
登録番号 (三重県)
氏名